

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ヒューマンリレーション研究学会（ The Japan Academy for the Human Relation Studies ）と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を埼玉県川口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、異なる専門領域を有する研究者・実践者が各自の専門性の垣根を超え、職務で向かい合う人々とよりよき「人間関係」を構築し、向かい合う人々の「自己実現」を図ることを一同に研究する機会を設けることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大会・研究会・発表会等の開催
2. 学会誌、会報、研究成果物などの発刊
3. 会員の研究・共同研究促進および研究体制上の連絡促進
4. 他学会、研究団体との連絡・交流
5. 研究の褒賞
6. 資格認定及び研修
7. その他の本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

(会員の要件・種類と入退会)

第5条 本会の目的に賛同し、人間関係の研究に強い関心を有し、入会を認められた者を会員とする。

- (1) 本会の会員は個人会員（正会員・一般会員・学生会員）、機関会員の2種とする。
- (2) 本会を任意退会する者は、毎年3月31日までに文書により申し出るものとする。

(会費の納入)

第6条 会員は会費を負担するものとする。

- (1) 入会金は2,000円とする。
- (2) 年度会費は正会員6,000円、機関会員8000円とする。ただし、一般会員（非研究者）・学生の会員（有職のまま大学に在学する者は含まない）は年額3,000円とする。
- (3) 当該年度の会費未納者にたいしては、学会誌が送付されない。

(会員の異議申立て権等)

第7条 会員は以下の申し立てができるものとする。

- (1) 会員は、本会の運営について、役員に説明を求めることができる。
- (2) 会員は、本会の運営について、理事会に異議を申し立てることができる。

(会員の除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をした時。
- (3) その他除名すべき正当な事由がある時。

(会員資格の喪失)

第9条 第5条3項、第8条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 法人又は団体である会員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 総会は全ての会員をもって構成し、本会最高の議決機関とする。

(開催)

第11条 総会は、定時総会として年1回これを開き、本会の重要事項を決議する。必要がある場合に臨時総会を開催する。

第5章 役員

(役員配置)

第12条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監査 2名
- (5) その他(顧問等)

(役員選出)

第13条 理事及び監査は、総会の承認によって選任する。

- (1) 理事は会員のうちから選出する。
- (2) 理事長は全理事の投票により理事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 理事は、理事長が会員のなかから指名し、総会の承認をうける。
- (3) 事務局長および監査は理事長が指名し、総会の承認を得て委嘱する。
- (4) 監査は理事会が選出し、総会の承認を得て委嘱する。

(役員職務)

第14条 役員の仕事は次のごとくする。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 理事長はあらかじめ理事のなかから理事長代行を指名する。理事長に事故あるときは、理事長代行がこれに代わる。
- (3) 事務局長および監査は、理事会において別に定めるところの会務を処理する。
- (4) 監査は、本会の会計の監査を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第15条 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期に関わらず総会の決議により解任することができる。この場合、総会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 理事及び事務局長並びに監査は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の構成と招集)

第18条 本会に理事会を置く。

- (1) 理事会は、すべての理事で構成し、本会の重要な事項を審議する。
- (2) 事務局長は、理事会に参加することができる。
- (3) 理事会は、理事長が招集し、理事長が指名した者が議長となる。
- (4) 理事会の議事については、議事録を作成する。

第7章 委員会

(委員会の種類・委員長と委員の選任等)

第19条 本会に委員会を置く。

(1) 委員会は理事会の審議において設置し、総会に報告する。

(2) 委員長は、理事長が理事のうちから指名し、理事会の承認をうける。

(3) 委員会の組織、委員の選任その他委員会に関する事項は、理事会が定める委員会規程による。

(4) 理事会の決議により、臨時に特別委員会を設けることができる。

第8章 学会褒賞

(学会褒賞)

第20条 本会に学会褒賞を設ける。褒賞の種類、選考手続その他学会褒賞に関する事項は、理事会が定める規定による。

第9章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は会員の会費収入をもってあてる。

(予算)

第22条 理事会は予算案をつくり、総会の議に附するものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第10章 雑則

(会則の変更)

第24条 本会則の変更は総会の決議による。

(細則・規定)

第25条 本会を運営するに必要な細則および規定は理事会が定め、総会に報告する。